

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和元年10月） 追補版

凡例：_____下線部が変更箇所

第2章 衛生器具設備工事

第2節 器具及び材料

2.2.1
器具及び材料

- 1 変更なし
- 2 衛生器具は、次によるほか、標準仕様書3.1.1.2による。
 - (1) 変更なし
 - (2) 変更なし
 - (3) 洗面化粧ユニット（600型又は500型）の付属品は、次による。
 - ア 変更なし
 - イ 変更なし
 - ウ 13mm湯水混合水栓又は13mmシングルレバー式湯水混合水栓（水優先吐水機能付き）
 - エ 変更なし
 - (4) 変更なし
- 3 変更なし
- 4 変更なし
- 5 変更なし

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和元年 10 月） 追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

第 1 章 一般共通事項

第 1 節 一般事項

1.1.7
契約不適合の
修補

- 1 工事請負契約約款に約定する契約不適合の修補について、住宅及び付帯施設の部分は、その管理業務を受託している東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が請求を代行する。
- 2 工事請負契約約款に約定する契約不適合の修補について、住宅及び付帯施設の部分以外の併存施設部分は、東京都（以下「都」という。）が直接請求する。この場合において、次の 3 から 5 までにおいて「住宅」とあるのは「併存施設」と、「公社」とあるのは「都」と読み替えて適用する。
- 3 受注者は、住宅の引渡し時に、契約不適合の修補連絡担当責任者届を公社に提出する。
- 4 受注者は、住宅の引渡しに当たり、公社係員の点検を受け、契約不適合があるときは、破損箇所報告書により指定される日までに修補を完了し、公社係員の確認を受けなければならない。
- 5 受注者は、住宅の引渡し後、公社から契約不適合の修補の請求を受けたときは、速やかに修補を行い、公社の指定する管理人又は居住者の確認を受け、公社に報告しなければならない。

都営住宅機械設備工事共通仕様書（R1.10） 追補版（R2.4.1） 新旧対照表

頁	改定（新）		現行（旧）		摘要
P.2	1.1.7 <u>契約不適合</u> の 修補	<p>第1章 一般共通事項</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>1 工事請負契約約款に約定する<u>契約不適合</u>の修補について、住宅及び付帯施設の部分は、その管理業務を受託している東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が請求を代行する。</p> <p>2 工事請負契約約款に約定する<u>契約不適合</u>の修補について、住宅及び付帯施設の部分以外の併存施設部分は、東京都（以下「都」という。）が直接請求する。この場合において、次の3から5までにおいて「住宅」とあるのは「併存施設」と、「公社」とあるのは「都」と読み替えて適用する。</p> <p>3 受注者は、住宅の引渡し時に、<u>契約不適合</u>の修補連絡担当責任者届を公社に提出する。</p> <p>4 受注者は、住宅の引渡しに当たり、公社係員の点検を受け、<u>契約不適合</u>があるときは、破損箇所報告書により指定される日までに修補を完了し、公社係員の確認を受けなければならない。</p> <p>5 受注者は、住宅の引渡し後、公社から<u>契約不適合</u>の修補の請求を受けたときは、速やかに修補を行い、公社の指定する管理人又は居住者の確認を受け、公社に報告しなければならない。</p>	1.1.7 <u>かじ</u> <u>瑕疵</u> の修補	<p>第1章 一般共通事項</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>1 工事請負契約約款に約定する^{かじ}瑕疵の修補について、住宅及び付帯施設の部分は、その管理業務を受託している東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が請求を代行する。</p> <p>2 工事請負契約約款に約定する^{かじ}瑕疵の修補について、住宅及び付帯施設の部分以外の併存施設部分は、東京都（以下「都」という。）が直接請求する。この場合において、次の3から5までにおいて「住宅」とあるのは「併存施設」と、「公社」とあるのは「都」と読み替えて適用する。</p> <p>3 受注者は、住宅の引渡し時に、^{かじ}瑕疵の修補連絡担当責任者届を公社に提出する。</p> <p>4 受注者は、住宅の引渡しに当たり、公社係員の点検を受け、^{かじ}瑕疵があるときは、破損箇所報告書により指定される日までに修補を完了し、公社係員の確認を受けなければならない。</p> <p>5 受注者は、住宅の引渡し後、公社から^{かじ}瑕疵の修補の請求を受けたときは、速やかに修補を行い、公社の指定する管理人又は居住者の確認を受け、公社に報告しなければならない。</p>	工事請負契約 標準約款の改 正に伴う改正